

# 釧路市過疎地域持続的発展市町村計画素案へのご意見を募集します。

募集期間：令和3年6月25日（金）～令和3年7月24日（土）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条において、過疎地域の市町村は各都道府県の過疎地域持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされております。市民の皆様や関係機関などの幅広い参加を得ながら、様々な地域課題を解決するための仕組みづくりや持続的発展の方向性を示すために策定してまいります。

## (1) 意見募集期間

令和3年6月25日（金）～7月24日（土）

## (2) 資料の公表場所

- ・釧路市総合政策部都市経営課企画担当（市役所本庁舎3階）
- ・釧路市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- ・各行政センター1階市政情報コーナー
- ・各支所
- ・釧路市役所ホームページ



## (3) 意見の提出方法

郵便、信書便、持参（受付期間 平日の8時50分～17時20分）、ファクス、メールのいずれかの方法で提出してください（様式は問いません）。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号をご記入ください。

（取得した個人情報は、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

### ご意見の提出・問合せ先

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎3階

電話：0154-31-4502（直通）      ファクス：0154-22-4473

E-mail：to-kikaku@city.kushiro.lg.jp